

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	瀬之間 康 浩
同	麓 理 恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 7 年 5 月 30 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「南部公園緑地事務所（以下南部）の所管」である「中田中央公園に関するもの」として、「園内の日常業務は「維持管理基本水準書＜中田中央公園＞」（以下基本水準書）で細かく指示されている。」「基本水準書にあるとおりに草刈りをしないまま指定管理料が支払われている」と主張し、また、「2024 年 5 月に宇田川の草刈りをしていない」と記載していることから、みどり環境局による当該公園の 2024 年度の指定管理料の支出について主張しているものと解されます。

請求人は、「2024 年 5 月に宇田川の草刈りをしていない」と記載し、事実証明書として 2024 年 5 月から 2024 年 6 月までの写真を示しています。

しかし、監査委員が他の住民監査請求（令和 7 年 3 月 31 日受付、同年 5 月 29 日結果決定）の監査により確認した内容によると、基本水準書は、指定管理者とみどり環境局（所管）との間の協定を厳格に規律するものではなく、定量的な観点よりも標準的な維持管理状態や水準を示すものであり、指定管理者は、この基本水準書の「管理の考え方と留意点」に記載された状態を達成するために、現地の特徴を把握した上で裁量により維持管理を行うものとされており、更に、その達成状況については、南部が、指定管理者からの月報等の報告書及び

（裏面あり）

現地目視により確認を行っているとのことでした。

そうすると、請求人の主張する「基本水準書にあるとおりに草刈りをしない」ことをもって、みどり環境局の指定管理料の支出に違法又は不当があるとする理由を示したものと認めることができません。

なお、請求人は基本水準書や指定管理者制度についての解釈等を述べていますが、公園管理又は本市の指定管理者制度への意見は、住民監査請求が対象とする財務会計上の行為等ではありません。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。